

令和2年3月25日

第33回村上市農業委員会会議録

第33回村上市農業委員会定例会を令和2年3月25日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
-----	----	----	-----	----	----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時28分 事務局長（小川良和君） 皆さん、ごめんください。定刻前ですが、本日出席予定の皆様方がおそろいですので、ただいまから第33回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号15番、稲葉委員、体調不良のため、同じく議員番号16番、菅原委員、お母さんの病院の退院付き添いのためということでの連絡が入っております。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございました。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号18番、村山委員、議席番号19番、船山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は、5件となっております。

初めに、番号1番、申請人、_____、申請事由といたしまして、申請地は約30年前から耕作しておらず、雑木や竹が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、_____、申請事由といたしまして、申請地は約20年前から耕作しておらず、経塚及び檜木沢は雑木等が生い茂り、山林化しています。また、長峰はカヤ、ヨシ、ササなどが生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、2ページ、番号3番、申請人、_____、申請事由といたしまして、申請地は約30年前から耕作しておらず、山ノ館は杉等が生い茂り、現在は山林化しています。また、赤谷はカヤ、ヨシ、ササ等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号4番、申請人、_____、申請事由といたしまして、申請地は約40年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシ、ササなどが生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、3ページ、番号5番、申請人、_____、申請事由として、申請地は約40年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシ、ササなどが生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復

旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番、4ページにつきましては、地図の左下方向、県道大栗田村上線が走っており、見にくいですが、右下の方向、右手のほうへ行きますと門前集落になっておる場所です。地図の中央に、山間に太く囲んだところが今回の申請場所になります。

次に、番号2番については、桃川地内、地図左手方向に林道長峯線が走っておりまして、その上下に太く囲みました経塚と長峰で、もう一つ、右上方向に太く囲みました檜木沢、計3筆が今回の申請場所になります。

次に、番号3番については、神林地区飯岡地内、地図中央より上方向が飯岡集落になりまして、その右手方向太く囲みました山ノ館、もう一つ、左手方向赤谷の計2筆が今回の申請場所です。

次に、番号4番について、申請人、_____さんについては、7ページと8ページのほうになりますけれども、7ページのほう、下山田地内、地図中央東西に県道上山田山辺里線が走っており、地図中央の上方向に太く囲みました二筆と県道を挟みました下方向に太く囲みました二筆が、合わせて計4筆が申請場所になります。関連しまして、_____さんのもう一つ、8ページのほうになりますけれども、大場沢地内、左下に山田川が流れておりまして、地図右手方向に太く囲みました4筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号5番については、朝日地区の笹平地内、地図中央南北方向に長津川が流れておりまして、長津川の右手方向に太く囲まれた6筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告については以上といたします。

次に、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 10ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は、使用貸借3件、贈与2件、売買3件の合計8件の案件となります。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市名割__番地、____、借人、村上市名割__番地、____、土地の表示、坂町字沢見__番__、現況地目、田、地積590平米、田がほかに7筆、合計8筆と畑が4筆、合計12筆、合計地積が26,375.83平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間無償でございます。また、再設定の案件となります。1から3までが使用貸借の案件で、1から3まで全て再設定、経営移譲年金に関わる案件となっております。

続いて、贈与案件について説明します。番号4、譲渡人、新潟市西区青山新町__番地__、_____
__、譲受人、村上市西興屋__番地__、_____
、土地の表示、西興屋字川原前__番、現況地目、
田、地積252平米、田がもう1筆、合計2筆、合計地積が576平米、契約の種別、所有権の移転（贈
与）。この贈与の関係性ではありますが、_____
様が相続で所有することになった農地を西興屋で
草刈り等数年管理をしていただいていた_____
さんに贈与するものです。

続きまして、番号5、同じく贈与案件です。譲渡人、村上市下新保__番地、_____
、譲受人、
村上市下新保__番地、_____
、土地の表示、下新保字三改新田__番、現況地目、田、地積2,014平
米、田がもう1筆、畑が1筆、合計3筆、合計地積が3,376平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。
この案件については、親子間の生前贈与の案件となっております。

続いて、売買案件について説明します。番号6、譲渡人、村上市門前__番地、_____
、譲受人、
村上市門前__番地、_____
、土地の表示、門前字中島__番、現況地目、畑、地積108平米、契約
の種別、所有権の移転（売買）。対価としまして_____
円、10アール当たり換算で_____
円の案件
です。

続いて、同じく売買案件の番号7です。譲渡人、村上市福田__番地__、_____
、譲受人、村上
市福田__番地__、_____
、土地の表示、福田字十日市__番、現況地目、畑、地積138平米、契
約の種別、所有権の移転による売買、対価としまして_____
円、10アール当たり換算で_____
円
の案件です。

続いて、番号8、同じく売買案件、譲渡人、村上市北新保__番地、_____
譲受人、村上市福
田__番地__、_____
、土地の表示、牛屋字戸面田__番、現況地目、田、地積2,786平米、田が
もう1筆、合計2筆、合計地積が3,215平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして

円。この8番の案件につきましては、あっせんで購入を探していた案件でございます。対
価は、合計_____
円なのですが、上の牛屋の水田、基盤整備の終わった水田について_____
円、
10アール当たり_____
円です。ただ、下の福田字十日市の筆、田なのですが、345号線、国道沿い
にございまして、こちら429平米で_____
円となっており、こちらについては10アール当たり

円となっております。

場所の説明をします。13ページを御覧ください。贈与案件、番号4の場所です。村上地区西興屋
地内です。三面川沿い、図面中央の神社裏手にある2筆が申請地です。

14ページを御覧ください。贈与案件、番号5の場所です。朝日地区下新保地内です。長津川と下
新保集落の間、図面中央の3筆が申請地です。

次に、15ページを御覧ください。売買案件、番号6の場所です。村上地区門前地内です。図面を
斜めに県道大栗田村上線と門前川があります。図面中央、県道近くにあるのが申請地です。

16ページを御覧ください。売買案件、番号7と番号8の場所です。神林地区福田地内です。図面
を縦に国道345号線があります。図面向かって上部、上のほうにあるのが番号7の申請地です。また、

国道沿いにあるのが番号8の申請地となっております。

最後に、番号8のもう一筆、17ページを御覧ください。神林地区牛屋地内です。図面を縦に日本海沿岸東北自動車道があります。南田中集落に近い堀川沿いにあるのが申請地です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した8件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のありました議案第1号につき、質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、議案第3号、議案第4号については、6件3組が関連議案がありますので、説明については一括2号から4号まで行います。

それでは、議案第2号から説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、18ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回の案件は1件です。

なお、この案件につきましては、議案第4号の農地法第5条申請の25ページの番号4番と26ページ、番号5番と関連がありますので、併せて説明させていただきます。

申請人、村上市檜原__番地、____、土地の表示、檜原字水上__番__、地目、畑、地積347平米、転用の目的、ライスセンター建設敷地、農地区分は第1種農地、備考といたしまして、申請者は27ヘクタールの農業経営を営んでおります。このたびライスセンターの建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、農業用施設を建設するものです。全体面積が1,375平米、ライスセンター及び格納庫、建築面積351.93平米です。

関連しました案件としまして、25ページ、農地法5条の申請の番号4番になります。貸人、村上市檜原__番地、____、借人、村上市檜原__番地、____、土地の表示、檜原字水上__番2、地目、台帳、現況とも畑、地積128平米ほか3筆、合計面積846平米、転用の目的は先ほどの4条と同じになります。契約方法は使用貸借権の設定で、貸人の____さんと借人の____さん、__さんが__さんの長男に当たる方になります。

関連しまして、26ページ、番号5、譲渡人、村上市檜原__番地、____、譲受人、村上市檜原__番地、____、土地の表示、檜原字水上__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積182平米、転用の目的は先ほどと同じになりまして、契約につきましては売買による所有権の移転になります。

以上、この案件につきましては合計5筆になりまして、場所の説明をいたします。19ページのほうを御覧ください。地図の左寄りのほう、南北に国道7号線が走っておりまして、地図右手方向が檜原集落になります。7号線より右手方向に太く囲みしました5筆が今回の4条及び5条の申請地になります。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、4条の番号1番と5条の番号4番、5番について報告をお願いします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） それでは、説明申し上げます。

今ありました3件について、一括していますので、全部併せてご説明申し上げますが、3月9日午前9時から、朝日地区農業委員6人、最適化推進委員5人、事務局から大西次長、朝日支所の小池室長が朝日支所の会議室に集合して、最初次長のほうから申請の内容の説明を受けました。それを受けた後に現地のほうに出向きまして、今申し上げましたように、5筆、1,375平米に351.93平米のライスセンターと格納庫を建設するという申請のものでございました。

それで、現場では、____さん、申請人と____が立会いのもとで現地の説明を受けました。ただ、非常に説明が不明確でありまして、この図面見ていただくとおり、国道7号線側の土地、これが今日本海沿岸東北自動車道の計画用地のその境界になっていると。そういうことで、境界がどういうふうな形になるのですかというようなことで聞いたところ、いや、わかりませんということで、杭は打ってあるのだけれども、現地の確認がされていなかったというようなことでございました。

それから、申請地が国道側から下のほうに向かって傾斜していることから、どのように整地をするのかというようなことで、下のほうに雨水が流れ込むと困るのでということで、いや、これの整地どういうふうにするのかわからないということでした。

雨水については、現在は畑なので、地下浸透しているのですが、建物を建てて敷地をコンクリートした場合にそれどういうふう処理するのかということで、下の畑に流れ込むということで、雨水の処理方法どうするのか聞いたところ、これについても地下浸透する予定ですというだけの回答でございました。

それから、当然格納庫があるので、農機具の洗浄等あると思うが、どういうふうにしてやるのかということなのですが、農機具の洗浄等はそこではやらない、一切考えていないということ。

それから、市道からの乗り入れについてはどういうふうな許可を取るのかというようなことを聞いたのですが、それについても今現在市と協議中だというようなことで、これらの説明をみんなで

聞いた中で、ちょっと説明不足なので、立会いした委員では許可することはできないということで、次回に持ち越したほうがいいのじゃないかということでいろいろ話合いがありましたが、申請人から今建設始めないと秋の作業に間に合わないということで、何とかしてくださいということでいろいろ話合いございまして、朝日地区の委員が全員で話合いをしまして、今回の議案今質問したような内容をもう一度整理して、はっきり説明ついたらもう一度現地調査をやろうということで、地区代表の私と地域の担当の推進委員で再度確認してくださいということで説明を受けてもらうことの一任といたしますか、そういうものを取り付けたところです。

それで、3月12日に午後1時30分から再度現地確認、私と担当委員の齋藤適正化推進委員で、それから事務局のほうで次長、それから申請人、竹内行政書士、それから建築を担当する_____というようなことで再度立ち合いをしました。

隣接する日本海沿岸東北自動車道との境界、これについても境界杭があったのですが、どこからどこまでの内容とはっきりしていたのですが、説明出来なかったので、再度そこで確認したところ、これは境界杭で確認できたということでございます。

それから、造成計画と建物の位置、これらにつきましても杭によって建屋のテープを貼って確認して、盛土は行わずに今の傾斜を不陸整正といたしますか、平らにする程度ですよということでございました。

それから、雨水の排水計画については、ライスセンターの建屋の雨水については、屋根が高速道路側に勾配しているのですから、そっちのほうの高速道路側に落として、南側の低いところに導水路で持って行って、緩衝地といたしますか、そういうところがあるので、そこに地下浸透させますよということの説明です。

それから、格納庫のコンクリート部分の雨水はどういうふうにするのかということの問いに、コンクリート舗装に溝を作って、南側の緩衝地に素掘りした穴に流して自然に流下するといえますか、浸透させますよということでございます。

それから、上水道については、格納庫の建屋に1カ所、ライスセンターの建屋の正面に1カ所、手洗い程度の仕様なので、トイレもつけないということですので、雨水と同じコンクリート溝で流したいと、それで一緒にしたいということでございます。

それから、市道の乗り入れについてどうするのかということの問いに、朝日支所と協議した結果、市道の路面に変更が生じないということで、花壇のところ擁壁があるのですが、そこも実際降りられないというところでございますので、支所のほうには道路の協議は必要ないということの回答だったということでございます。

そういうことで、その説明を受けまして、隣接との境界の確認あるいは配置も明確になった、それから申請地が三角形に、図面でわかるとおり、特に南側に傾斜して、緩衝地といたしますか、空き地が十分あるということ、それから土地造成についても不陸平地整正で盛土等もなく、雨水の排水

計画についても説明ができたこと、それから隣接、下の農地との緩衝地といいますか、コンクリートにしない部分について2メートル以上確保されていること、それからそこに若干盛土的なものを作って下の畑には流さないということの説明でございました。それと、場所的にはその申請地については民家との距離があって、騒音、粉塵等の心配もないということで、これらの理由で齋藤委員といろいろ協議し、朝日地区の意見として許可相当というようなことで判断をしました。

皆さんのご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの4条の件につきまして質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。今の現地確認の報告を聞くと、一番心配になる部分は水対策ですか、これは勾配があるにもかかわらず、それを土盛りするとか、そういうことじゃなくて、自然に流して、ライスセンターの建物の水は高速道路側のところへ排水、それからいわゆるコンクリートで敷設するところの部分も南側、いわゆる下のほうのところへ自然浸透ということでございますが、全面積で1反3畝くらいあるわけですけども、それ十分なる地下浸透のあれとして了解したということで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（石山 章君） 12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 現地のほうは三角形みたいになっておりまして、この三角形の市道を挟んだ反対側のほうが一番低く、あるいは国道から反対側のほうが低い傾斜になっているということで、この尖がっているあたりはもう山林的なことで、木を伐採したこともあって面積的には十分とれますし、我々はその畑を、優良畑なので、確保をしなければならぬのでというようなことで、そうしてコンクリートを舗装したそのほかに2メートルぐらいの緩衝地あるので、そこの畑側に若干高くして後ろへ流さないように十分注意していきたいということの申入れでありましたので、そういうことで処理できるということを判断させていただきました。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいですか。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） じゃ、ほかにないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第3号の事業計画変更承認申請並びに関連議案について、第4号議

案説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、20ページ、議案第3号 事業計画変更承認申請についてです。今回は2件の案件です。

番号1番につきましては、24ページの議案第4号の番号1番と関連がありますので併せて説明いたします。番号1番、当初計画者、東京都北区滝野川__丁目__番____号、_____
____、承継者、村上市堀ノ内__番地__、____、土地の表示、緑町__丁目__番__、地目、台帳、現況とも畑、面積175平米ほか1筆、合計2筆、合計面積223平米、移転内容の事由として、住宅建築敷地、対価は____円、変更目的・内容といたしまして、申請地は昭和56年10月24日付新潟県村農地第3373号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

関連いたします24ページ、議案第4号の農地法5条の許可申請の番号1番です。譲渡人、東京都北区滝野川__丁目__番____号、____、譲受人、村上市堀ノ内__番地__、____、土地の表示につきましては先ほどの事業計画変更承認申請と同じ土地になりまして、転用目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分として第3種農地、備考といたしまして、申請者の現住居が一般国道7号改築工事による道路設置のため移転が余儀なくされ、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内(第1種住居地域)の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造2階建て1棟、建築面積141.43平米です。

続きまして、21ページに戻っていただきまして、事業計画変更の番号2番、当初計画者、村上市坂町__番地__、____、承継者、村上市佐々木__番地__、____、土地の表示、春木山字高山__番__、地目、台帳、田、現況、原野、面積258平米ほか12筆、合計13筆、合計面積が10,183平米、移転内容の事由として木材置場、対価____円、変更目的・内容として、申請地は平成8年1月9日付新潟県村農地第5033号により農地法第5条の許可を得て食品製造工場を建設する予定でしたが、地下水等の工場立地条件が合わなくなり、承継者が新たに木材置場の設置を計画したものです。

関連いたしまして、24ページの議案第4号の番号2番になります。譲渡人、先ほどと同じ名前が、____、譲受人が____、土地の表示は先ほどの事業計画変更でお話しした場所と同じになります。転用の目的が木材置場、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分として第2種農地、備考といたしまして、申請者は産業廃棄物処理業等を営んでいますが、業務の拡張により、木材等の保管場所が不足してきたため、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請地に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設を設置するものです。全体面積10,601平米、木材置場6,579平米、機械置場1,315平米、車両通路

2,707平米です。

場所の説明をいたします。22ページのほうをごらんください。事業計画変更の番号1番と5条の番号1番の地図になります。地図中央南北にJRが走っておりまして、村上駅が中央付近にあります。JRを挟んで左手に太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

次に、23ページになります。事業計画変更の番号2番と5条許可申請の番号2番になります。地図の作成上、佐々木地内の太く囲まれた場所が今回の申請場所になりますけども、右手の方向に拡大したものを載せております。少し見にくくなっておりますけども、黒い点が今回の申請場所になる農地の13筆になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは最初に、事業計画変更の番号1番と5条関係の番号1番について、現地調査の報告をお願いいたします。

18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。去る3月11日、9時に緑町の現地に集合し、村上地区の農業委員3名、地区推進委員3名、大西次長、_____、申請者の_____の立会いで現地調査を行いました。事業変更の1番の_____さんの案件は、先ほど大西次長が申されましたように、5条の1番と同一案件でありますので、一括説明とさせていただきます。

1番の案件は、昭和56年10月24日に新潟県村農第3373号により農地法第5条の規定による許可を得ておりましたが、当初計画者が仕事の関係で居住できなくなりました。承継者の____さんは、現在住んでいる場所が国道用地に選定されましたので、新しく住む場所が必要となり、現所有者の同意が得られましたので、当該用地に住宅建築を計画いたしました。現況は畑として管理されており、隣地との立会いは済んでおり、周囲は宅地化がされております。出席者全員で、問題はないので、許可相当とみなしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、続いて、事業計画変更番号2番と5条関係番号2番について、現地調査の報告をお願いいたします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。3,000平米を超える案件ですので、農地調整部会を開き、現地調査を行いましたので、報告します。

今回は、コロナウイルス感染防止の観点から、参集人員を極力少なくして開催させていただきました。参集にご遠慮いただいた部会委員の皆さんには、今もって大変心苦しく思っております。その遠慮してもらった部会委員には、事業計画変更承認申請及び5条申請に関わる資料を送付して、質問等があったら3月の13日まで事務局に問い合わせご連絡くださるよう申し添えてありました。なお、連絡なき場合は異議なしということで採択させていただくことを、書面をもってお知らせしま

した。

以上のことを踏まえ、3月10日、荒川支所にて農地調整部会を開催しました。出席者は、私と農地調整部会副会長、加藤、それと荒川地区農業委員3名、推進委員3名、それと関連業者である____、それと____、それと事務局より局長、次長、計12名で行いました。

議案書にもあるとおり、____さんが本来であれば工場を建設する予定地だったのですが、諸般の事情により今まで何もしなかったところを改めて____さんが材木の処理、いわゆる河川敷等の雑木等の処理するヤードであります。平成8年からずっと何もしなかったので、行ってみるとやはり農地としては何も管理されてなく、道路1本あって田んぼがあるわけなのですが、いろいろ周りの人は迷惑していたかと思われます。今回、____さんが転用に当たって、申請書どおり速やかに実行してもらえればこれ幸いだというふうな結論に農地調整部会では達しました。

簡単ではありますが、以上であります。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第3号の事業計画変更承認申請について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第4号、24ページ、25ページを御覧ください。先ほどの関連案件で番号1番、2番は説明させていただきましたので、25ページの番号3番から説明いたします。

譲受人、村上市小出__番地、____、譲受人、村上市小出__番地__、____、土地の表示、小出字大苗代__番__、地目、台帳、現況とも田、地積103平米ほか2筆、合計3筆、合計面積677平米、転用の目的、資材置場、契約の方法として売買による所有権の移転、農地区分、第1種農地、備考といたしまして、申請者は造園業を営んでおりますが、業務の拡張により資材置場が不足してきたため、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、申請に係る土地の周囲の地域において居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置するものです。植木、庭石展示場292.58平米、車両置場4台分72平米、パレット置場25平米。

次に、26ページを御覧ください。番号6番、貸人、村上市鳥屋__番地__、____、借人、村上市佐々木__番地__、____、土地の表示、鳥屋字前田__番地__、地目、台帳、現況とも田、地積3,210平米、転用目的、砂利採取、契約として賃貸借権の設定、農地区分は農振農用地にある農地、備考といたしまして、一時転用によるもので、利用期間が許可日から令和3年10月15日、全体面積15,117平米、関係者3名になります。

27ページ、番号7番、先ほど6番に係る転用の2人目で、貸人が村上市鳥屋__番地__、____、借人は先ほどの6番と同じ____、土地の表示、鳥屋字前田__番地__、地目、台帳、現況とも田、地積1,819平米ほか1筆、合計2筆、合計面積6,857平米です。契約、農地区分については、先ほどの番号6番と同じになります。

最後に、番号8番、貸人、村上市鳥屋__番地__、____、借人が先ほどの6番、7番と同じ____、土地の表示、鳥屋字前田__番地__、地目、台帳、現況とも田、地積5,050平米、転用の目的、契約、農地区分については、番号6番、7番と同じになります。

28ページ、場所の説明をいたします。番号3番について、地図中央南北に国道290号線が走っております。小出地内の国道290号線右手方向に太く囲みました3筆が今回の申請場所になります。

29ページ、番号6、7、8番につきまして、地図の中央より上方向が鳥屋集落になっておりまして、集落の下方向に太く囲みました4筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、5条関係について、番号3番について現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

14番、板垣委員。

○14番（板垣栄一君） それでは、14番、板垣です。ただいまの案件につきまして、先般3月の11日ではありますが、現地確認を行いましたので、私のほうからご報告を申し上げます。

当日午後1時半より、神林支所の会議室におきまして、地区農業委員4名、推進委員4名、そして事務局の大西次長が出席し、事務局から説明を受けた後、小出地内の現地へ移動し、____、申請人である____さん立会いのもと、申請内容について確認を行いました。本件の申請人は造園業を営んでおりまして、事業の拡大により資材置場が不足してきたため、申請地を最適地と考え、転用申請するものであります。

現地を確認したところ、汚水等とトイレ等は設置しないというようなことで、すぐ近くに、図面から見ても分かるかと思うのですが、当該地、申請地のちょっと下のほうに、四角に囲まれたさいころ状の特に色が濃くなっているところがありますが、そこが____さんの事務所になっておりますので、そちらのほうでそうしたものは利用することでありましたし、建物を建てるということではありませんので、排水についてもあの辺一帯は非常に小割りになっていて、各農家が小割りのと

ころを苗代して集落に隣接して利用してきたという昔からの事例があるわけでありまして、今は、周りは全然田んぼは耕作しておりません。しかし、水路自体を通りますので、水等々が普通であれば地下浸透になるわけでありまして、大変多く降水があった場合については既存の水路に流し込んで調整をするというふうに申しておられました。また、周辺の農地における日照、通風等につきましても、このたびは建物の建築を行うものではないので、支障はないものと考えます。よって、このたびの転用申請につきましては、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。どうか皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 同じく5条関係の番号6番から9番について、現地調査の報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、議案第4号、番号6、7、8番、今会長のほうで9番までということでしたが、8番まででございますので、その現地調査結果を報告いたします。

今月の10日9時より、荒川支所において、大西次長の説明を受け、その後、農業委員3名、最適化推進委員3名、今回は全員でした。めったにないことでございます。同時に、今農地調整部会が開催されたということございまして、池田農地調整部会長、加藤副部会長と、それから農業委員会の事務局の小川局長、大西次長で、現地において_____、_____、_____両氏の説明を受け、出席委員全員で許可すべきと判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、農地法第5条につきまして質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、30ページを御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が9件、賃借権の設定が176件、所有権移転の売買が3件、合計188件の

案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市大津__番地、____、借人、村上市大津__番地、____、土地の表示、大津字田島__番、地目、田、地積488平方メートルほか1筆、計2筆、922平方メートル、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、再設定となります。ページ進みまして、32ページ、番号9番までが使用貸借の案件です。

次に、賃借権の設定です。番号10番、貸人、埼玉県日高市大字中鹿山__番地__、____、借人、村上市飯野__丁目__番__号、____、土地の表示、村上字中道__番、地目、畑、地積1,350平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり____、再設定となります。ページ移動しまして、76ページ、番号183番までが賃借権の案件です。

次に、77ページ、所有権移転について説明いたします。番号184番、譲渡人、村上市坂町__番地、____、譲受人、村上市坂町__番地__、____、土地の表示、坂町字野口__番__、地目、田、地積2,445平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号185番、譲渡人、村上市坂町__番地、____、譲受人、村上市坂町__番地、____、土地の表示、坂町字野口__番__、地目、田、地積2,577平方メートルほか1筆、計2筆、7,598平方メートル、売買による所有権移転でございます。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号186番、譲渡人、村上市岩沢__番地、____、譲受人、村上市岩沢__番地__、____、土地の表示、岩沢字上段__番__、地目、田、地積820平方メートルほか1筆、計2筆、3,087平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号187番、188番、賃借権設定になりますが、番号184番、185番の売買の案件が承認された後にご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。79ページを御覧ください。番号184番、185番、荒川地区坂町地内、図面右側にJR羽越本線があります。その西側、用水ポンプ場があります。そのそばに太く囲ってあります3筆が申請地です。

次に、80ページ、番号186番、図面中央付近に朝日地区岩沢集落があります。集落内を県道小揚猿沢線が走っています。集落の北側に太く囲ってあります2筆が申請地です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号、番号39番について審議いたしますので、議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席のほうお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号31番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号31番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、番号31番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) 次に、番号104番につき審議いたしますので、議席番号__番、_____、議事に
参加できませんので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 番号104番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号104番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、番号104番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) 続いて、番号174番、175番について審議いたしますので、議席番号__番、__
____、議席番号__番、_____、関連議案ですので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君、__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 番号174番、175番につき質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) なしの声がありますが、番号174番、175番、承認することに決定してもよろ
しいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号174番、175番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君、__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、_____、番号174番、175番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございますの声あり)

○議長(石山 章君) 次に、番号181番につき審議いたします。

議席番号__番、____、関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 番号181番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号181番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、番号181番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございますの声あり)

○議長(石山 章君) それでは、ただいま承認いたしました案件と187番、188番を除いて審議に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番(増田嘉美君) 3番、増田です。187番、188番で借人に、利用権の設定を受ける者のところにあるのですが、_____というのと貸人に当たる_____さん、それは前のほうでは今度184番、185番、そっちは今度利用権の設定を受ける側になっているのです。この関係はどういう関係なのか、ちょっと教えていただきたい。

○事務局係長(園部和枝君) _____の構成員になっているのが_____さんになります。ですので、売買で農地を譲り受けて、その同じ月で貸借を法人にすることということで、基盤強化法での手続をすることができるという案件になります。

○3番(増田嘉美君) このみらいという法人は、いつできた開始ですか。

○事務局長(小川良和君) 平成30年です。

○3番(増田嘉美君) 平成30年。おとし。

○事務局長(小川良和君) はい。

○3番(増田嘉美君) 勉強不足で済みません。何人ぐらいの構成。

○事務局長(小川良和君) 構成員は3名です。

○3番(増田嘉美君) 3名。

○事務局長(小川良和君) はい。構成員は、代表の_____さんと、今申請されています_____さんと、あと_____さんという同じ坂町集落にお住まいの方が構成員になっております。

○3番(増田嘉美君) 合併してから坂町という表示になっているのですが、エリア的にはこの1947番というのはどの辺のことを言うのですか。

○事務局長(小川良和君) 本村というところ、これ代表の方の住所になりますが、駅前のエリアになります。昔でいう新潟大和さん、畳屋さんがあった辺りと言えればいいでしょうか、あの周辺になります。

○3番(増田嘉美君) 要は会長のとこの切田なんかも表示上は坂町何百何十何番地。切田なんって、どこも出てこないから、坂町何番何番と言ってもどこがどうだか分からないですけども、分かりました。

○議長(石山 章君) 増田委員、よろしいでしょうか。

○3番(増田嘉美君) はい。

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ほかにないようであれば、議案第5号、187番、188番を除いて承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については、番号187番、188番を除き承認することに決定しました。

次に、議案第5号、番号187番、188番につき審議いたします。

ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号、番号187番、188番、承認することに決定いたしました。

議案第6号 職員の任免についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長(小川良和君) それでは、本日皆様のお手元に配付しております議案第6号、別紙配付させていただいた資料を御覧ください。

議案第6号 職員の任免について。下記職員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の同意を求める。令和2年3月25日、村上市農業委員会会長、石山章。

1、免ずる職員、副参事、佐藤俊一、主査、津野千鶴子。2、任命する職員、副参事、小田雄介、主任、伊藤歩。3、兼務を解く職員、村上市本庁農林水産課課長補佐、小野道康、荒川支所課長補

佐、細野弘明、村上市農林水産課主査、小田佳代子、朝日支所主査、高橋直紀、山北支所主査、増子宗徳。4、兼務を命ずる職員、荒川支所課長補佐、国井敏文、朝日支所係長、近藤和久、村上市水産課主査、田島雄樹、同じく主査、星梓、山北支所主査、齋藤昇。

それぞれの各職員につきましては、令和2年4月1日付の辞令を予定しております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

何かご意見、ご質問。

○3番（増田嘉美君） これ会長あれなんです、これはいいようだけど、予定されていた歓送迎会は中止になっているわけなので、例えば佐藤さんと津野さんがいなくなった代わりに来る人たちは、我々に紹介のないまま4月の総会という格好になるのですか。これは人事だから承認はそれでいいのだけど、その辺は終息まで待つ。

○議長（石山 章君） 今のところ予定はありません。

○3番（増田嘉美君） ありません。

○議長（石山 章君） はい。

議案第6号について、同意することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 職員の任免については同意することに決定いたしました。

議案としてその他について。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 時間がないところ申し訳ありません。2番、阿部ですが、先回の総会するとき、32回でございますが、この中で報告の案件の1号の中に、うちの転用で小数点以下2位まで、平米以下2位まで出ているのはどういうわけかということでお聞きして、私だけ返事もらったのですが、大西次長から返事もらったのですが、これについては申請者が小数点以下出したわけではなくて、かけるものの平米数を計ったら小数点2位まで出たのだと、それを許可に充てましたということであったのですが、この基準というのはやっぱり平米単位でやって、うちの場合はそして管理していかなければ、そんな第2位まで出してやる必要ないのではないかねと思いますので、この辺は審議後でもきちんとしていただきたいなと思いました。

以上でございます。

○事務局長（小川良和君） その辺の取扱いについては、事務局の中でも協議させていただきます。

事業計画なども確認させていただきながら対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようであれば、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後2時52分～午後3時05分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年3月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

